

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2年 9月 23日

申請者 株式会社 りびんぐイワ  
 氏名又は名称 代表取締役 岩井 麻利  
 住所 〒631-0805 奈良市在来一丁目3の1  
 代表者氏名 TEL (0742) 71-1002  
 電話番号  
 FAX番号 0742-71-2506  
 メールアドレス takanohata.gas@dream.och.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)  
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
  - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
  - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
  - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2年 9 月 23 日

届出者

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名

株式会社リビングイワイ  
代表取締役 岩井 麻利子  
〒631-0805 奈良市右京一丁目3の1  
TEL(0742)71-1002



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社リビングイワイ		
住 所	〒631-0805 奈良市右京一丁目3の1		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 岩井 麻利子		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の氏名		代表取締役 岩井麻利子 代表取締役 岩井 伸夫 取締役 岩井良磨 監査役 岩井 昌子	
代表者の氏名	代表取締役 岩井 伸夫	代表取締役 岩井麻利子	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 9 月 23 日

申請者

氏名又は名称

株式会社リビングイフ

住

所

代表取締役 岩井麻利子

代表者氏名

〒631-0805 奈良市右京一丁目3の1

TEL(0742)71-1002



水道事業者 殿

## 履歴事項全部証明書

奈良市右京一丁目3の1  
株式会社リビングイワイ

会社法人等番号	1500-01-002618
商号	株式会社リビングイワイ
本店	奈良市右京一丁目3の1
公告をする方法	官報に掲載する
会社成立の年月日	平成4年9月1日
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大阪ガスショップとしての受託業務、ガス器具販売及び修理業</li> <li>2 株式会社岩井商店からのプロパンガスの保守管理に関する受託業務</li> <li>3 建物等建造物の新築、増改築及び改装の見積、設計及び施工</li> <li>4 一般管工事業及びガス配管工事業</li> <li>5 通信機器の販売及び附帯工事一式</li> <li>6 電気製品の販売及び附帯工事一式</li> <li>7 損害保険代理及び生命保険募集に関する業務</li> <li>8 衣類、雑貨品及び台所用家具の販売</li> <li>9 旅行代理店業</li> <li>10 飲食店の経営</li> <li>11 タバコ、郵便切手及び収入印紙の販売</li> <li>12 建築物の清掃及び建築物の各種設備機器の点検、保守、管理</li> <li>13 米穀、酒類、清涼飲料水、調味料、食料品、医薬品、新聞、書籍の販売</li> <li>14 不動産の売買、賃貸管理及びその仲介</li> <li>15 土木事業</li> <li>16 建築工事業</li> <li>17 大工工事業</li> <li>18 左官工事業</li> <li>19 屋根工事業</li> <li>20 電気工事業</li> <li>21 管工事業</li> <li>22 タイル、レンガ、ブロック工事業</li> <li>23 鉄筋工事業</li> <li>24 舗装工事業</li> <li>25 板金工事業</li> <li>26 塗装工事業</li> <li>27 防水工事業</li> <li>28 内装仕上工事業</li> <li>29 電気通信工事業</li> <li>30 造園工事業</li> <li>31 建具工事業</li> <li>32 水道施設工事業</li> <li>33 消防施設工事業</li> <li>34 給水装置工事</li> </ol>

	35 排水設備工事 36 前号に付随する一切の業務 平成16年 3月 1日変更 平成16年 3月 2日登記
発行可能株式総数	800株
	2000株 令和 2年 5月18日変更 令和 2年 9月 1日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株
資本金の額	金1000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない。
役員に関する事項	取締役 <u>岩井伸夫</u> 平成22年 6月30日重任 平成22年11月24日登記
	( 取締役 <u>岩井伸夫</u> ) 令和 2年 5月18日重任 令和 2年 9月 1日登記
	取締役 <u>岩井鴻顕</u> 平成22年 6月30日重任 平成22年11月24日登記
	X 令和 2年 5月18日退任 令和 2年 9月 1日登記
	取締役 <u>岩井麻利子</u> 平成22年 6月30日重任 平成22年11月24日登記
	( 取締役 <u>岩井麻利子</u> ) 令和 2年 5月18日重任 令和 2年 9月 1日登記
	取締役 <u>岩井良磨</u> 令和 2年 5月18日就任 令和 2年 9月 1日登記

	奈良市朱雀三丁目2番地の1 代表取締役 岩井伸夫	平成22年 6月30日重任 ----- 平成22年11月24日登記
	奈良市朱雀三丁目2番地の1 代表取締役 岩井伸夫	令和 2年 5月18日重任 ----- 令和 2年 9月 1日登記
	奈良市朱雀三丁目2番地の1 代表取締役 岩井麻利子	平成29年 1月 7日就任 ----- 平成29年 1月17日登記
	奈良市朱雀三丁目2番地の1 代表取締役 岩井麻利子	令和 2年 5月18日重任 ----- 令和 2年 9月 1日登記
	監査役 岩井昌子	平成22年 6月30日就任 ----- 平成22年11月24日登記
	監査役 岩井昌子	令和 2年 5月18日重任 ----- 令和 2年 9月 1日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 令和 2年 9月 1日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社  平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社  平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
	登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年 7月25日移記



奈良市右京一丁目3の1  
株式会社リビングイワイ

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 9月17日

奈良地方法務局  
登記官

南 英 樹



株式会社リビングワイ 定款



# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、株式会社リビングワイと称する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 大阪ガスショップとしての受託業務、ガス器具販売及び修理業
- 2 株式会社岩井商店からのプロパンガスの保守管理に関する受託業務
- 3 建物等建造物の新築、増改築及び改装の見積、設計及び施工
- 4 一般管工事業及びガス配管工事業
- 5 通信機器の販売及び附帯工事一式
- 6 電気製品の販売及び附帯工事一式
- 7 損害保険代理及び生命保険募集に関する業務
- 8 衣類、雑貨品及び台所用家具の販売
- 9 旅行代理店業
- 10 飲食店の経営
- 11 タバコ、郵便切手及び収入印紙の販売
- 12 建築物の清掃及び建築物の各種設備機器の点検、保守、管理
- 13 米穀、酒類、清涼飲料水、調味料、食料品、医薬品、新聞、書籍の  
販売
- 14 不動産の売買、賃貸管理及びその仲介
- 15 土木事業
- 16 建築工事業
- 17 大工工事業
- 18 左官工事業
- 19 屋根工事業
- 20 電気工事業
- 21 管工事業
- 22 タイル、レンガ、ブロック工事業
- 23 鉄筋工事業

- 2 4 舗装工事業
- 2 5 板金工事業
- 2 6 塗装工事業
- 2 7 防水工事業
- 2 8 内装仕上工事業
- 2 9 電気通信工事業
- 3 0 造園工事業
- 3 1 建具工事業
- 3 2 水道施設工事業
- 3 3 消防施設工事業
- 3 4 給水装置工事
- 3 5 排水設備工事
- 3 6 前号に付随する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会及び監査役を置く。ただし、監査役の権限は会計に関するものに限定する。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第10条 当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第11条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第12条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第14条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

- ② 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(株主総会の開催地)

第17条 株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、その他の地において開催することができる。

(議 長)

第18条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

#### 第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役の員数)

第23条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(資格)

第24条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任及び解任の方法)

第25条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

- ③ 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第26条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第27条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第28条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第32条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(監査役の員数)

第33条 当会社の監査役は、2名以内とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第34条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第36条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第38条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第39条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。



以上は、株式会社リビングイワイの現行定款に相違ございません。

令和2年 9月 24 日

株式会社リビングイワイ  
〒631-0805 奈良市右京一丁目3の1  
代表取締役 岩井 麻利子



会社実印



会社実印